

地方創生、国土強靱化に資する 紀伊半島アンカールート of 整備推進（案）

紀伊半島地域は、世界遺産熊野古道をはじめとする歴史や文化、豊かな自然など、優れた地域資源を有しています。地方では、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンをふまえた創生総合戦略に基づき、地方創生の取組が進められる中、地域の資源を生かし、地域が活力ある社会を創生していくことが求められています。

しかしながら、紀伊半島地域では、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備の遅れが地域の発展の阻害要因となっています。

地域の魅力を生かしていくには、近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号からなる「紀伊半島アンカールート」の早期整備が必要です。

「紀伊半島アンカールート」は、歴史的な資産を巡る観光促進、県産品の流通拡大の実現、道の駅といった集客拠点機能の強化など、3県を巡る観光振興や農林水産業の振興、企業立地など地域活性化を促進するために欠くことができない幹線道路です。

また、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される紀伊半島地域では、幹線道路が被災することにより、災害時の救助・救援ルートが断たれ孤立する地域が数多く存在します。

大規模災害による被災地域への迅速な救援や復旧復興活動の輸送路の確保のためにも、国土強靱化の軸となる「紀伊半島アンカールート」を早期に整備し、広域的な交通の代替性を確保する必要があります。

さらに、2025年に開催される大阪・関西万博の効果を最大限に発揮するために、会場周辺から関西圏の隅々まで円滑な移動が可能となるよう、近畿自動車道紀勢線を含む広域的な高速道路ネットワークを形成することが必要です。

このような中、令和元年度に近畿自動車道紀勢線の未供用区間が全線事業化され、また今年3月末に暫定2車線区間である「印南～みなべ間」及び「大宮大台～紀勢大内山間の一部区間」において4車線化が事業許可されましたこと、さらに今年度には国道168号五條新宮道路において十津川道路（Ⅱ期）を権限代行により新規事業化、また相須工区を新規補助採択されましたことに心から感謝を申し上げます。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、大都市部への過度な一極集中のリスクを改めて認識させました。また、新型コロナウイルス感染症への対応により、地域経済は多くの業種で影響を受けており、経済回復に向けたこれからの取組が当地域の今後を左右すると言っても過言ではありません。大都市部への一極集中リスクを軽減し、物流や観光、製造業等広範囲にわたる業種に波及効果をもたらす道路整備を一層着実に推進することが肝要です。

つきましては、紀伊半島地域における地方創生、国土強靱化を推進し、ストック効果を早期に発揮させるため、「紀伊半島アンカールート」である近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路及び国道169号の整備推進について、引き続き次の事項に特段の御配慮をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域経済を支え、早急な回復を図るとともに、新次元の分散型の国土創出に資する道路整備の推進に向けて、下記のとおり要望します。

- 1 近畿自動車道紀勢線の2025年大阪・関西万博までの完成に向けた整備推進
 - 熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の早期完成
 - すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路、新宮紀宝道路、紀宝熊野道路及び熊野道路の事業推進
 - 有田～南紀田辺間及び勢和多気～紀勢大内山間の4車線化の全区間事業化及び早期完成

- 2 京奈和自動車道の整備推進
 - 大和御所道路の整備推進
 - ・ 橿原北ⅠC～橿原高田ⅠCの用地・工事推進
 - ・ 大和高田バイパスへの早期連結
 - 大和北道路の整備推進
 - ・ （仮称）奈良ⅠC～郡山下ツ道JCTの用地・工事推進
 - ・ （仮称）奈良北ⅠC～（仮称）奈良ⅠCの事業推進

- 3 国道168号五條新宮道路及び国道169号の整備推進
 - 国道168号五條新宮道路
 - ・ 十津川道路（Ⅱ期）（直轄）の事業推進
 - ・ 長殿道路（直轄）、風屋川津・宇宮原工区（直轄）の用地・工事推進
 - ・ 新天辻工区（補助）、阪本工区（補助）、相賀高田工区（補助）、相須工区（補助）の整備に必要な予算確保
 - 国道169号
 - ・ 伯母峯峠道路（直轄）の用地・工事推進
 - ・ 奥瀬道路（Ⅲ期）（直轄）の工事推進
 - ・ 線形不良等課題箇所（下北山村前鬼～音枝）の早期解消

- 4 道路予算の十分な確保等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症からの地域経済の早期回復を図るとともに、大都市部への一極集中リスクを軽減し、新次元の分散型の国土創出に資する道路整備を推進するため、国において道路事業予算を含む補正予算を編成し、早期執行を図ること
 - ・ 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、高規格幹線道路網等、幹線道路の国の責任による整備とこれらのための令和3年度道路整備予算について、所要額を確保すること
 - ・ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続及び対象事業を拡充するとともに、必要な予算を別枠で確保すること
 - ・ 予防保全への転換に向けた老朽化対策、緊急安全点検結果を踏まえた交通安全対策、幹線道路の渋滞対策、無電柱化の推進及び自転車利用環境の創出に必要な予算を確保すること
 - ・ 災害などに対応する地方整備局等の体制を充実・強化すること

- 5 重要物流道路の指定・重点整備
 - ・ 平常時・災害時を問わない人・物の安定的な輸送を確保するため、新たな広域道路交通計画の早期策定及び重要物流道路の更なる指定によるネットワークの強化及び重点整備を図ること